

項目	掲載場所	改定前	改定後
1	表題	三井住友銀行のダイレクトアンサーサービス利用規定(2020年3月改定)	三井住友銀行のダイレクトアンサーサービス利用規定(2024年8月改定)
2		なし	三井住友銀行のダイレクトアンサーサービス利用規定(以下「本規定」という。)は、「三井住友銀行のダイレクトアンサーサービス」(以下「本サービス」という。)について当行所定の申込その他の手続を行った法人または個人事業主につき、当行が本サービスの利用を承諾し所定の手続(以下、かかる手続が完了した法人を「契約者」という。)を行い、本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間において本規定が適用されるものとします(なお、契約者および当行間において締結される本規定に基づく本サービスの利用に関する契約を、以下「本利用契約」という。)。 本規定に記載の本サービスの内容については、契約者の申込内容によっては一部制限される場合があります。
3	1. 三井住友銀行のダイレクトアンサーサービス	(1)ダイレクトアンサーサービスの内容 「三井住友銀行のダイレクトアンサーサービス(以下「本サービス」という。)とは、契約者が株式会社N T Tデータ(以下「(株) N T Tデータ」という。)と契約したネットワークサービス「ANSER-CLA」と、契約者の占有・管理する「端末側センタ」(以下「センタ」という。)を用いた依頼に基づき、振込・振替手続(以下「振込・振替サービス」という。)または契約者の口座情報の提供(以下「照会サービス」という。)を行うサービスをいうものとします。なお、利用するサービス種類は、振込・振替依頼と振込・振替依頼結果照会、残高照会と入出金明細照会とします。 (2)申込方法 ①本サービスの申込に際しては、契約者は当行に「三井住友銀行のダイレクトアンサーサービス申込書兼手数料引落依頼書」(以下「申込書」という。)を提出してください。 ②契約者は、前記①の申込書において、申込代表口座、通信暗証、出金暗証、確認暗証、照会サービスの利用口座、振込・振替サービスの出金口座(以下、「支払指定口座」という。)、振込・振替サービスの1件当りの取扱限度額、手数料決済口座および(株) N T Tデータが発行した端末側センタ識別番号(以下「A R S番号」という。)を届け出るものとします。 ③なお、利用規定については本「三井住友銀行のダイレクトアンサーサービス利用規定」に従うものとします。 (3)依頼方法 契約者は、センタより依頼を行うに際しては、契約者が占有・管理するセンタより、A R S番号を付して、当行所定の当行事務センター宛依頼内容を送信してください。 (4)サービス取扱時間 本サービスの取扱時間は当行所定の時間内とします。但し、当行はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。 (5)取扱手数料 本サービスの利用にあたっては、当行所定の取扱手数料(消費税を含む。)をいただきます。この場合、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、契約者が申込書で届け出た手数料決済口座から、当行所定の日に自動的に引落します。なお、当行は事前に通知することなくこの手数料を変更する場合があります。	(1)ダイレクトアンサーサービスの内容 本サービスとは、契約者が株式会社N T Tデータ(以下「(株) N T Tデータ」という。)と契約したネットワークサービス「ANSER-CLA」と、契約者の占有・管理する「端末側センタ」(以下「センタ」という。)を用いた依頼に基づき、振込・振替手続(以下「振込・振替サービス」という。)または契約者の口座情報の提供(以下「照会サービス」という。)を行うサービスをいうものとします。なお、利用するサービス種類は、振込・振替依頼と振込・振替依頼結果照会、残高照会と入出金明細照会とします。 (2)申込方法 ①本サービスの申込に際しては、契約者は当行に「三井住友銀行のダイレクトアンサーサービス申込書兼手数料引落依頼書」(以下「申込書」という。)を提出してください。 ②契約者は、前記①の申込書において、申込代表口座、通信暗証、出金暗証、確認暗証、照会サービスの利用口座、振込・振替サービスの出金口座(以下「支払指定口座」という。)、振込・振替サービスの1件当りの取扱限度額、手数料決済口座および(株) N T Tデータが発行した端末側センタ識別番号(以下「A R S番号」という。)を届け出るものとします。 ③なお、利用規定については本「三井住友銀行のダイレクトアンサーサービス利用規定」に従うものとします。 (3)依頼方法 契約者は、センタより依頼を行うに際しては、契約者が占有・管理するセンタより、A R S番号を付して、当行所定の当行事務センター宛依頼内容を送信してください。 (4)サービス取扱日・取扱時間 本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。但し、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。 (5)取扱手数料 本サービスの利用にあたっては、当行所定の取扱手数料(消費税を含む。)をいただきます。この場合、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、契約者が申込書で届け出た手数料決済口座から、当行所定の日に自動的に引落します。なお、当行は事前に通知することなくこの手数料を変更する場合があります。
4	2. 振込・振替サービス	(7)振込・振替資金及び振込手数料の引落 ①当行は、契約者が支払うべき振込・振替資金および振込手数料を、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)、貯蓄預金規定、通知預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、支払指定口座より引落します。 ②前号の引落は、依頼日当日付での振込・振替を依頼した場合は、振込・振替依頼が確定した時点で、振込・振替予約の依頼の場合は、振込・振替指定日当日の支払指定口座の営業開始時(自動サービス機のサービス開始時間を含む。)の残高より引落し、当行所定の方法で手続を行います。但し、申込書の振込手数料のお支払方法で「所定の日に一括」を指定している場合の振込手数料の引落は、前記1.振込・振替指定日に支払指定口座からの引落が複数あり、その引落の金額が支払指定口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座取引による貸越を含む。))を利用できる範囲内を含む。)を超えるときは、そのいずれかを引落すかは当行の任意とし、そのいずれにも満たない場合は、振込・振替はいたしません。 (8)資金の引落ができない場合の処理 前項の引落(7)②但書の場合の振込手数料の引落を除く。)ができなかった場合(支払指定口座の解約、差押など正当な理由による支払停止等の場合も含む。)は、当該振込・振替依頼は取り消されたものとして取扱います。 (9)入金指定口座への入金ができない場合の処理 振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合に、当行は契約者からお取引店に相戻依頼書の提出を受けずに、相戻手続を行うことができるものとします。この場合、当行所定の依頼書を別途提出いただきます。また、当行所定の相戻手数料(消費税を含む。)をいただきます。 (10)取引内容の確認 ①振込・振替サービスによる取引後は、契約者は、速やかに普通預金通帳、貯蓄預金通帳、通知預金通帳、自動つみたて定期預金通帳への記入、または別途送付する当座勘定ご利用明細等により取引内容を照会してください。万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、直ちにその旨をお取引店に連絡してください。 ②取引内容、残高に相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理します。	(7)振込・振替資金及び振込手数料の引落 ①当行は、契約者が支払うべき振込・振替資金および振込手数料を、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)、通知預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、支払指定口座より引落します。 ②前号の引落は、依頼日当日付での振込・振替を依頼した場合は、振込・振替依頼が確定した時点で、振込・振替予約の依頼の場合は、振込・振替指定日当日の支払指定口座の営業開始時(自動サービス機のサービス開始時間を含む。)の残高より引落し、当行所定の方法で手続を行います。但し、申込書の振込手数料のお支払方法で「所定の日に一括」を指定している場合の振込手数料の引落は、前記1.(5)(取扱手数料)に準じて取扱うものとします。なお、振込・振替指定日に支払指定口座からの引落が複数あり、その引落の金額が支払指定口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座取引による貸越を含む。))を利用できる範囲内を含む。)を超えるときは、そのいずれかを引落すかは当行の任意とし、そのいずれにも満たない場合は、振込・振替はいたしません。 (8)資金の引落ができない場合の処理 前項の引落(7)②但書の場合の振込手数料の引落を除く。)ができなかった場合(支払指定口座の解約、差押など正当な理由による支払停止等の場合も含む。)は、当該振込・振替依頼は取り消されたものとして取扱います。 (9)入金指定口座への入金ができない場合の処理 振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合に、当行は契約者からお取引店に相戻依頼書の提出を受けずに、相戻手続を行うことができるものとします。この場合、当行所定の依頼書を別途提出いただきます。また、当行所定の相戻手数料(消費税を含む。)をいただきます。 (10)取引内容の確認 ①振込・振替サービスによる取引後は、契約者は、速やかに普通預金通帳、通知預金通帳、自動つみたて定期預金通帳への記入、ValueDoor申込代表口座またはValueDoor利用口座に関する当行所定の明細書・計算書等にかかる電子ファイルの閲覧・ダウンロードまたは別途送付する当座勘定ご利用明細等により取引内容を照会してください。万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、直ちにその旨をお取引店に連絡してください。 ②取引内容、残高に相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理します。
5	3. 照会サービス	(1)照会サービスの内容 照会サービスとは、契約者の占有・管理するセンタによる依頼に基づき、契約者が申込書で指定した照会サービスご利用口座について、残高および入出金明細の口座情報を提供するサービスをいうものとします。口 (2)照会サービスの依頼 契約者は、照会サービスを依頼する場合は、通信暗証、サービス利用口座、照会種別コード等の所定事項を、当行の指定する当行事務センター宛送信してください。 (3)口座情報の返信 当行が照会依頼を受信した場合、当行が認識したA R S番号、契約者の口座番号、通信暗証が、契約者が申込書で届け出たA R S番号、申込代表口座番号および通信暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなし、契約者の照会依頼内容に基づく照会内容を当行所定の方法で、契約者が申込書で届け出たA R S番号の契約者の占有・管理するセンタに返信するものとします。 (4)返信内容の取消、訂正 契約者から照会を受けて既に当行から返信した内容について、当行が変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	(1)照会サービスの内容 照会サービスとは、契約者の占有・管理するセンタによる依頼に基づき、契約者が申込書で指定した照会サービス利用口座について、残高および入出金明細の口座情報を提供するサービスをいうものとします。 (2)照会サービスの依頼 契約者は、照会サービスを依頼する場合は、通信暗証、サービス利用口座、照会種別コード等の所定事項を、当行の指定する当行事務センター宛送信してください。 (3)口座情報の返信 当行が照会依頼を受信した場合、当行が認識したA R S番号、契約者の口座番号、通信暗証が、契約者が申込書で届け出たA R S番号、申込代表口座番号および通信暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなし、契約者の照会依頼内容に基づく照会内容を当行所定の方法で、契約者が申込書で届け出たA R S番号の契約者の占有・管理するセンタに返信するものとします。 (4)返信内容の取消、訂正 契約者から照会を受けて既に当行から返信した内容について、当行が変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
6	5. サービス時間拡大(オプションサービス)	契約者が申込書を届け出ること、本サービスの取扱時間を、当行システムメンテナンス時間(株) N T TデータのANSERセンターの非稼働時間等一部の日時を除き、延長可能とするサービスをいうものとします。但し、当行はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。なお、サービス時間拡大サービスを利用する場合、別途定める当行所定の手数料(消費税を含む)が必要となります。	契約者が申込書を届け出ること、本サービスの取扱日・取扱時間を、当行システムメンテナンス時間(株) N T TデータのANSERセンターの非稼働時間等一部の日時を除き、延長可能とするサービスをいうものとします。但し、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。なお、サービス時間拡大サービスを利用する場合、別途定める当行所定の手数料(消費税を含む)が必要となります。
7	6. 免責事項	(1)通信手段の障害等 当行の責にやらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、契約者は、振込・振替の確認暗証を送信した後に回線の障害により取扱いが中断した場合、障害回復後に取扱い内容をお取引店に確認してください。 (2)端末センタの不正使用等 当行が振込・振替サービスまたは照会サービスの依頼を受けた際、送信された暗証番号、支払指定口座の番号および、A R S番号等と、契約者が申込書で届け出た暗証番号、支払指定口座番号、A R S番号等との一致を確認して取扱いをした場合は、当行は送信者を契約者とみなし、端末センタ、暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。	(1)通信手段の障害等 当行の責にやらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、契約者は、振込・振替の確認暗証を送信した後に回線の障害により取扱いが中断した場合、障害回復後に取扱い内容をお取引店に確認してください。 (2)端末センタの不正使用等 当行が振込・振替サービスまたは照会サービスの依頼を受けた際、送信された暗証番号、支払指定口座の番号および、A R S番号等と、契約者が申込書で届け出た暗証番号、支払指定口座番号、A R S番号等との一致を確認して取扱いをした場合は、当行は送信者を契約者とみなし、端末センタ、暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。 (3) 印鑑照合 契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違のないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (4) 記録の保存 本サービスを通じてなされた契約者と当行間の通信の記録並びに電子文書等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。 (5) 情報の開示 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関する情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。 (6) その他 ① 当行は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して、何らの保証をするものではありません。 ② 当行は、契約者に対して、本サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。 ③ 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行に故意または重大過失がある場合を除き、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実発生した直接損害に限るものとし、当行は、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる直接損害以外の一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。 ④ 本規定の他の条項にかかわらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めに帰さない事由によって、当行が本サービスの提供を行わなかった場合、もしくは誤って提供した場合には、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 ⑤ 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末により利用しなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
8	7. 届出の変更等	暗証番号、支払指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、契約者は、当行所定の書面によりお取引店宛直ちに届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。	(1)届出事項の変更 通信暗証等届出事項内容に変更がある場合には、契約者は、当行所定の書面または方式により取扱店宛に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2)変更事項の届出がない場合の取扱い 上記(1)に定める、届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または当行が送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

8. 解約等	<p>(1)本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>(2)契約者が以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも通知によって本契約を解約することができるものとします。</p> <p>①1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用が無い場合（ただし、第1条に定める取扱手数料を継続して支払っている場合は除く）</p> <p>②契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合。</p> <p>③本サービスが法令等（マネー・ロンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当行が判断した場合、および犯罪等への関与が疑われる等相当の事由があると当行が判断した場合</p> <p>④本規定の他、契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要とする事由が生じた場合</p> <p>⑤相続の開始があった場合</p> <p>(3)契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。</p> <p>①手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合</p> <p>②支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始、その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合、または契約者の財産について仮差押、保全差押、差押もしくは競売手続開始があった場合</p> <p>③前2号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合</p> <p>④解散その他営業活動を休止した場合</p> <p>⑤当行に支払うべき本サービスの手数料を2カ月連続して支払わなかった場合</p> <p>⑥申込書または本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の無効があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合</p> <p>⑦住所変更の届出を怠るなどにより、当行において契約者の所在が不明となった場合</p> <p>⑧支払指定口座が解約された場合</p> <p>(4)契約者が商号、代表者、住所その他の届け出事項の変更の届出を怠ったため、当行が届出の住所にあてて発信した解約の通知が契約者に延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p>(1) 解約方法 本利用契約は当事者の一方の都合で、当行所定の方法で相手方に通知することによりいつでも解約することができます。解約の通知は、当行所定の方法によるものとします。</p> <p>(2) サービス利用口座の解約 サービス利用口座が解約されたときは、その口座に関する本利用契約は解約されたものとみなします。</p> <p>(3) サービス中止事由 契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本利用契約の効力の全部または一部を中止することができるものとします。</p> <p>①3か月以上にわたり本サービスの利用がない場合。</p> <p>②契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合。</p> <p>(4) サービス解約事由 契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>①手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合。</p> <p>②支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立てがあった場合。契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合。</p> <p>③前記8.(4)①及び②の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合。</p> <p>④解散その他営業活動を休止した場合。</p> <p>⑤前記1.(5)に定める手数料等を2カ月連続して支払わなかった場合。</p> <p>⑥申込書または本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の無効があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合。</p> <p>⑦本サービスが法令等(マネー・ロンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相当の事由があると当行が判断した場合。</p> <p>⑧契約者が当行に届けた事項(本サービスに関連して届けた事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当行が判断した場合。</p> <p>⑨契約者が当行に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当行が判断した場合。</p> <p>⑩本規定の他、契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合など、当行が解約を必要とする事由が生じた場合。</p> <p>⑪1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合（但し、前記1.(5)に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます）。</p> <p>⑫相続の開始があった場合。</p> <p>⑬当行が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けない場合。</p>
9. サービスの停止及び廃止	なし	<p>当行は、90日前の事前の通知（当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で契約者に公表することを含むものとします）をもって本サービスの一部もしくは全部を停止し、または廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は当行に対しいっさいの異議を述べず、かつ本サービスの一部もしくは全部の停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。</p>
10. 規定の準用口	本契約に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）、貯蓄預金規定、通知預金規定、自動つみたて定期預金規定、当座勘定規定、当座勘定借越約定書により取扱います。	本契約に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）、通知預金規定、自動つみたて定期預金規定、当座勘定規定、当座勘定借越約定書、ValueDoor利用規定、ValueDoor Web通帳・Web帳票サービス利用規定により取扱います。
11. 権利・義務の譲渡・買入の禁止	なし	契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、買入その他の処分をしてはならないものとします。